

会員各位様並びに植物観察や調査をされる方々へ、日本高山植物保護協会本部事務局から  
のお願いです。

山梨県自然共生課からの連絡で、「希少植物種の生育地において観察や調査を行う際に、登山道や遊歩道を外れて踏み入ると、足元の植物や土中微生物にダメージを与えるので、立ち入り禁止ロープ内に入ることのないようにお願いします。」との指導がありました。

できるだけ双眼鏡や望遠カメラを利用した観察や調査をお願いします。観察や調査のため立ち入る必要がある場合には地権者及び所管の行政機関の許可をとるようにして下さい。

ご協力をお願いします。

なお、月刊誌「岳人」の2020年6月号掲載記事「日本各地の固有種・希少種」において、「希少種観察の心得」を寄稿しており、以下に添付しておきますのでご覧ください。

### 希少種観察の心得

日本だけにしか生育していない種を日本固有種といい、特定の地域にしかない種をその地域の固有種あるいは特産種という。限られた所にしか生育していない固有種のほとんどはその生育環境が脅かされれば衰退してしまうため、多くの種が希少種といえる。それらは絶滅危惧種としてレッドデータのリストに掲載されているものがほとんどである。

健全な生態系を維持する観点からも、このような希少種をそれぞれの地域で保護する活動が行われており、それによって何とか生存しているケースがかなり多い。したがって、お花畑の周りにロープや保護柵が設置されていても、植物の観察や写真撮影の邪魔だとは思わず、それらのおかげでお花畑が保護され、目にする事ができるということを認識してほしい。

花にばかり目が行くと、その周りにある花をつけない幼株の存在を見落としてしまえばかりでなく、土を踏み固めて、根や共生している菌にもダメージを与えかねない。花だけでなく幼株や花後の果実や種子など、植物すべてを保全する必要がある。また植物のみならず、その生育状況など、すべてを把握することで初めて、希少種の適切な保全ができることを理解して頂けたらと思う。